

改正後		改正前	
<p>(役員の任期)</p> <p>第6条 役員の任期は、<u>選出の日から選出の日が属する年度の翌々年度の第1回の協議会までとする</u>。ただし、再選を妨げない。</p>		<p>(役員の任期)</p> <p>第6条 役員の任期は、<u>2年</u>とする。ただし、再選を妨げない。</p>	
<p>■構成機関等</p>		<p>■構成機関等</p>	
区分	機関又は組織名	区分	機関又は組織名
行政関係	(略)	行政関係	(略)
観光関係	<u>公益社団法人三重県観光連盟</u> 一般社団法人鈴鹿市観光協会	観光関係	<u>社団法人三重県観光連盟</u> 一般社団法人鈴鹿市観光協会
経済関係	鈴鹿商工会議所 鈴鹿商工会議所青年部 鈴鹿旅館業組合 <u>公益財団法人三重県北勢地域</u> 地場産業振興センター 鈴鹿市商業団体連合会	経済関係	鈴鹿商工会議所 鈴鹿商工会議所青年部 鈴鹿旅館業組合 <u>財団法人三重県北勢地域地場</u> 産業振興センター
交通関係	中日本高速道路株式会社名古屋支社四日市工事事務所 中日本高速道路株式会社名古屋支社桑名保全・サービスセンター 東海旅客鉄道株式会社三重支店 近畿日本鉄道株式会社鉄道事業本部名古屋輸送統括部 伊勢鉄道株式会社 <u>公益社団法人三重県バス協会</u> 三重交通株式会社中勢営業所 中部観光営業所 三重交通株式会社四日市営業所 北部観光営業所 鈴鹿市旅客自動車協会鈴乃会	交通関係	中日本高速道路株式会社名古屋支社四日市工事事務所 中日本高速道路株式会社名古屋支社桑名保全・サービスセンター 東海旅客鉄道株式会社三重支店 近畿日本鉄道株式会社鉄道事業本部名古屋輸送統括部 伊勢鉄道株式会社 <u>社団法人三重県バス協会</u> 三重交通株式会社中勢営業所 中部観光営業所 三重交通株式会社四日市営業所 北部観光営業所 鈴鹿市旅客自動車協会鈴乃会
その他関係団体	<u>一般社団法人鈴鹿市医師会</u> <u>特定非営利活動法人鈴鹿モータースポーツ友の会</u> 鈴鹿市自治会連合会 株式会社モビリティランド 鈴鹿サーキット 鈴鹿市議会	その他関係団体	<u>社団法人鈴鹿市医師会</u> 鈴鹿市自治会連合会 株式会社モビリティランド 鈴鹿サーキット 鈴鹿市議会

鈴鹿F1日本グランプリ地域活性化協議会 規約(改正案)

(名称)

第1条 本会は、「鈴鹿F1日本グランプリ地域活性化協議会」(以下「協議会」という。))と称する。

(目的)

第2条 鈴鹿F1日本グランプリは、三重県が有する貴重な観光集客資源であり、経済効果も計り知れないものである。

この協議会は、「鈴鹿F1日本グランプリ」再開に伴う、多くの集客による影響とその対策に向けて、官民が連携して周辺環境整備と受け入れ体制の向上等について連絡調整を行い、観光資源を活用したおもてなしの向上と地域の活性化を図ることを目的とする。

(内容)

第3条 協議会は、この会の目的を達成するため、次のことについて協議する。

- (1)地域振興に関すること。
- (2)おもてなしに関すること。
- (3)交通渋滞対策に関すること。
- (4)来場者の公共交通手段の確保に関すること。
- (5)臨時駐車場に関すること。
- (6)周辺の環境問題に関すること。
- (7)道路等インフラ整備に関すること。
- (8)情報提供・PRに関すること。
- (9)その他協議会で必要と認めたこと。

(組織)

第4条 協議会は、別表に掲げる行政機関及び関係団体から選出された委員をもって組織する。
また、必要に応じ、その他の機関等も加えることができるものとする。

(役員)

第5条 協議会に、次の役員を置く。

- (1)会 長 1名
 - (2)副会長 1名
 - (3)監 事 1名
- 2 会長は、協議会で選出する。
 - 3 副会長は、会長が指名する。
 - 4 監事は、会長が指名する。

(役員任期)

第6条 役員任期は、選出の日から選出の日が属する年度の翌々年度の第1回の協議会までとする。ただし、再選を妨げない。

(役員の職務)

- 第7条 会長は、協議会を代表し、会務を統括する。
- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、副会長がその職務を代理する。
 - 3 監事は、本会の会計の状況を監査する。

(会議)

- 第8条 協議会は、会長が招集し、会長がその議長となる。
- 2 協議会の会議及び議事録は、原則として公開する。

(部会)

- 第9条 協議会に部会を置くことができる。
- 2 部会は、構成員の中から、会長が指名する委員をもって構成する。
 - 3 指名された委員は、適切な者を部会に出席させることができる。
 - 4 部会は、第3条に掲げる協議内容を検討し、推進する。

(運営委員会)

- 第10条 協議会に運営委員会を置くことができる。
- 2 運営委員会は、設立準備会の委員をもって構成する。
 - 3 運営委員会は、各部会の連絡調整を行い、協議内容を取りまとめる。

(会計)

- 第11条 本会の経費は、構成員の補助金及びその他の収入をもってあてる。

(会計年度)

- 第12条 本会の会計年度は、毎年4月1日より始まり、翌年3月31日に終わる。

(事務局)

- 第13条 協議会及び運営委員会の事務局は、鈴鹿市産業振興部商業観光課に置く。
- 2 事務局は、協議会及び運営委員会の庶務を処理する。
 - 3 部会の事務局は、その都度協議する。

(雑則)

- 第14条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営について必要なことは、その都度協議して定める。

附 則

- 1この規約は、平成20年5月30日から施行する。
- 2この規約は、平成21年9月16日から施行する。
- 3この規約は、平成22年5月18日から施行する。
- 4この規約は、平成24年4月1日から施行する。

5この規約は、平成25年4月1日から施行する。

6この規約は、平成25年8月2日から施行する。

■構成機関等

区分		機関又は組織名
行政関係	国	国土交通省中部地方整備局三重河川国道事務所 国土交通省中部地方整備局北勢国道事務所 国土交通省中部運輸局三重運輸支局
	三重県	雇用経済部観光・国際局 鈴鹿建設事務所 鈴鹿地域防災総合事務所 鈴鹿警察署
	周辺市町	津市 四日市市 桑名市 亀山市 菰野町
	鈴鹿市	鈴鹿市
観光関係	公益社団法人三重県観光連盟 一般社団法人鈴鹿市観光協会	
経済関係	鈴鹿商工会議所 鈴鹿商工会議所青年部 鈴鹿旅館業組合 公益財団法人三重県北勢地域地場産業振興センター 鈴鹿市商業団体連合会	
交通関係	中日本高速道路株式会社名古屋支社四日市工事事務所 中日本高速道路株式会社名古屋支社桑名保全・サービスセンター 東海旅客鉄道株式会社三重支店 近畿日本鉄道株式会社鉄道事業本部名古屋輸送統括部 伊勢鉄道株式会社 公益社団法人三重県バス協会 三重交通株式会社中勢営業所中部観光営業所 三重交通株式会社四日市営業所北部観光営業所 鈴鹿市旅客自動車協会鈴乃会	
その他関係団体	一般社団法人鈴鹿市医師会 特定非営利活動法人鈴鹿モータースポーツ友の会 鈴鹿市自治会連合会 株式会社モビリティランド 鈴鹿サーキット 鈴鹿市議会	